

アゼルバイジャン 日本交流会 会則

第一条：名前

この団体の名前はアゼルバイジャン日本交流会である。

この団体の略式名は AJFA とする。

第二条：事務所

この団体の事務所は、箕面市萱野 1 丁目 22 番地 A-303 号に置く。

第三条：目的

この団体は、以下のような目的で教育や文化交流会、発表会を通じてアゼルバイジャンの文化や歴史情報を日本に伝え相互理解を促進する。

- a) アゼルバイジャンを箕面市に公的に知らせること。
- b) アゼルバイジャンやアゼルバイジャン人の本当の姿を日本人に伝えること。
- c) アゼルバイジャンの文化、伝統、言葉、芸術、音楽、有名人、歴史、地理、食べ物などを日本で宣伝し、アゼルバイジャンに興味をもった人々に便利で使いやすく、信頼に足る情報を用意すること。

第四条：活動について

AJFA は非政治的、非営利的団体であり、上の目的を達成するために、以下の活動を行う。

- a) 教育や文化交流、パーティーなどを用意する。
 - ・ボランティアを中心としたアゼルバイジャンの語学と文化の授業を用意する
 - ・日本とアゼルバイジャン双方の文化や伝統などを教え合う中で、アゼルバイジャンの文化的価値についての幅広い情報を与えたり、アゼルバイジャンと日本の文化的相違点について実証したりする。
 - ・メンバーやその他の参加者にアゼルバイジャンの文化、食べ物、踊りなどを紹介するためにパーティーを主催する。
 - ・アゼルバイジャンにホームステイをする
- b) 会議、集会、討論会を計画したり、アゼルバイジャンの文化、歴史、地理、言語や、その他公共的な要素について貢献するための発表を促進すること。

第五条：入会と退会について

- a) この団体には、活動に興味のある人なら誰でも入ることができる。
- b) 全ての会員には、採決権、事務所を開く権利、会議や活動に参加する権利、その他理事委員会が明言した組織的な権利など全ての権利が与えられる。
- c) 何らかの都合でこの団体を退会する場合には、代表、もしくは役員会に届け出て代表もしくは役員会の承認を得る必要がある。しかしやめる際には、納入された会費や寄付金は返金されない。
- d) 会員は、本人が死亡した場合、あるいは会費を 1 年以上納入しない場合は退会したものとみなす。

第六条：会員は以下に定める会費を納入しなければならない。

正会員 月会費 1000 円

第七条：理事委員会について

《 構成員 》

理事委員会では、団体の方針原案の企画及び、団体の条例作りを行う。

理事委員会は、代表・副代表・選挙権のある 5 人の一般会員・会計によって構成される。

理事委員会の議長は、毎年理事委員会の構成員によって選ばれる。同じ事務所から再選することもできるが、連続 3 期以上はこの役職に就くことは出来ない。また議長は、理事委員会で採択された人でなければならない。

《 会議 》

理事委員会は少なくとも 1 年に 1 回は開かれる。この会議は、代表が開くか、理事委員会構成員の 3 人以上の呼びかけによって開かれる。

《 定数 》

条文に示されている場合を除いて、理事委員会の活動には、定数の出席と過半数の採択が必要となる。定数とは会員の過半数のことである。

《 権利と義務 》

理事委員会は、この団体の方針原案作りや条文作りなど、全ての政策方針を決定できる。この政策方針は、条文と合致しながらこの団体の指針のための規則を採用する。そして、実行委員と現時点の常任委員会から提出されたことがらを実行していく。

理事委員会の構成員は報酬なしで、全ての活動を行う。

第八条：役員について

この団体の役員は、代表・副代表・書記・会計である。ただし、監査役を除く。

1. 代表は、この団体の理事委員会の代表である。代表は、理事委員会の全ての会議と団体の一般会員のための会議とを主催する。条文に基づいて用意されたものを除き、代表はこの団体の会員のための会を決定する。
2. 副代表は、この団体の業務を統制することで、代表を補佐する。また、代表が不在の場合や何らかの事情で代表が続けられない場合には、代表に変わって、その役割を果たす。そして、理事委員会及び、実行委員会によって決定された内容を業務として行う。
3. 書記は理事委員会や実行委員会など、団体の全ての記録を作成する。そして、これらの記録を通知する。また、理事委員会・実行委員会・現時点の常任委員会の間に関係調整も行う。理事委員会や実行委員会によって割り当てられた仕事がある場合にはその仕事も行う。
4. 会計は、この団体の全ての資金の受領と支出を管理する。会計は、財務処理が適切に行われているかどうかを確認し、理事委員会や役員会員などが、関係資料の全ての視察を許可する。また、理事委員会に全ての会での寄付金や贈与品について報告し、実行委員会に、毎年会計についての報告書を提出する。

第九条：選挙の方法

全ての会員には、代表・副代表・理事委員会を決める際に投票する権利がある。

《 選挙 》

全ての選挙は、毎年行われる会員の総会で行われる。当選者は、総投票数の過半数で決定される。得票数が同点の場合には、代表が当選者を決定する。

《欠員について》

代表、副代表等を含めて、理事委員会は、会議で、理事委員会の2/3の会員が事務所をやめるという決定を受け入れた場合、事務所を閉設する。

以上のような場合を除いて、理事委員会は選挙の間、理事の全ての空席を穴埋めする。代表が空席となり、副代表に空席がない場合には副代表は、任期が終了するまでの間、代表の役を務める。

代表や副代表が空席となった場合には、理事委員会が現段階の決定を遂行するために、理事委員会の中から代理人を選ぶ。

第十条：事務所の任期

代表、副代表は2年ごとに選ばれる。再選することも出来るが、3年連続して当選することは出来ない。

会計も、1年の任期で、理事委員会の推薦を受け、代表から指名される。この役職も再選できるが、3年連続の当選は出来ない。

第十一条：委員会

《種類》

この団体の委員会は、条文に定められている、理事委員会と実行委員会、常任委員会によって構成される。

《会員》

現時点の常任委員会は、代表が1年ごとに任命する。この常任委員会は、同じ委員会が再選できるが、3年以上連続して再選出来ない。それぞれの委員会は、代表の指名する委員会が運営していく。

第十二条：実行委員会

実行委員会は、代表、副代表、会計からなる。この委員会は、協会の運営権と理事委員長に対して、団体の方針や活動について意見を述べる権利を有する。

実行委員長は、何らかの活動が要求された場合や、代表が対応することが必要だと判断した場合には、決定する権限を与えられる。ただし、その場合には、過半数の実行委員の賛成が必要となる。

実行委員会は、選挙後、初の理事委員会会議の席で再編成される。初の理事委員会会議は、選挙後1週間以内に開かなければならない。

第十三条：常任委員会

1. 常任委員会について

常任委員会は、の団体の特別な必要性、興味を満たすために設立される。

そして、この項目に従って設立された常任委員会は、理事委員会による過半数の投票、もしくは任期を終えたときにいつでも解散される。

a) 文化・教育・交流委員会

この委員会では、教育プログラムや文化交流のための活動を、計画、調整したり、協会の会員名簿、雑誌、会報などの監督を行う。

b) 会員による委員会

この委員会では、名簿の作成や、会員以外の人が基金の活動に参加するよう呼びかけを行ったりする。

c) イベント委員会

この委員会は、余興的な活動を用意し、会員の結束力を育てる。

d) 資金・資金調達のための委員会

この委員会では、長期的な資金計画を進めたり、毎年の予算を推奨したり、資金調達、慈善事業などを計画したりする。

第十四条：総会

この団体は、毎年1回会員のために総会を開く。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 事業の変更
- (4) 事業報告予備収支決算
- (5) 役員を選任又は解任
- (6) その他運営に関する事項

3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することが出来ない。

第十五条：議事録

総会の議事については、議事録を作成する。

第十六条：事業報告書及び決算

代表は、毎事業年度終了後に事業報告書、収支決算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

第十七条：事業年度

この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附則

この会則は、2005年12月1日から施行する。